

令和6年10月31日(木)
厚生労働省
にも包括構築担当者のための研修

埼玉県における
精神障害にも対応した
地域包括ケアシステム構築事業について

埼玉県庁障害者福祉推進課
障害福祉・自立支援医療担当
田中

目次

- 本県の基礎情報
- にも包括構築事業実施に向けた県内部調整の経緯
- 本県における協議の場と人材育成研修の概要について
- 今後の課題について

1 埼玉県の基本情報



取組内容【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組】

1 包括的な支援体制の構築

- ・自立支援協議会精神障害者地域支援体制整備部会
(ワーキング、関係者連絡会等)
- ・保健所圏域ごとの協議の場

2 人材育成

- ・保健所における地域人材育成研修等

3 広域支援

- ・地域移行・地域定着ピアサポート委託事業 ※委託事業
・精神障害にも対応したアウトリーチ事業委託(アウトリーチ)
※モデル圏域における委託事業

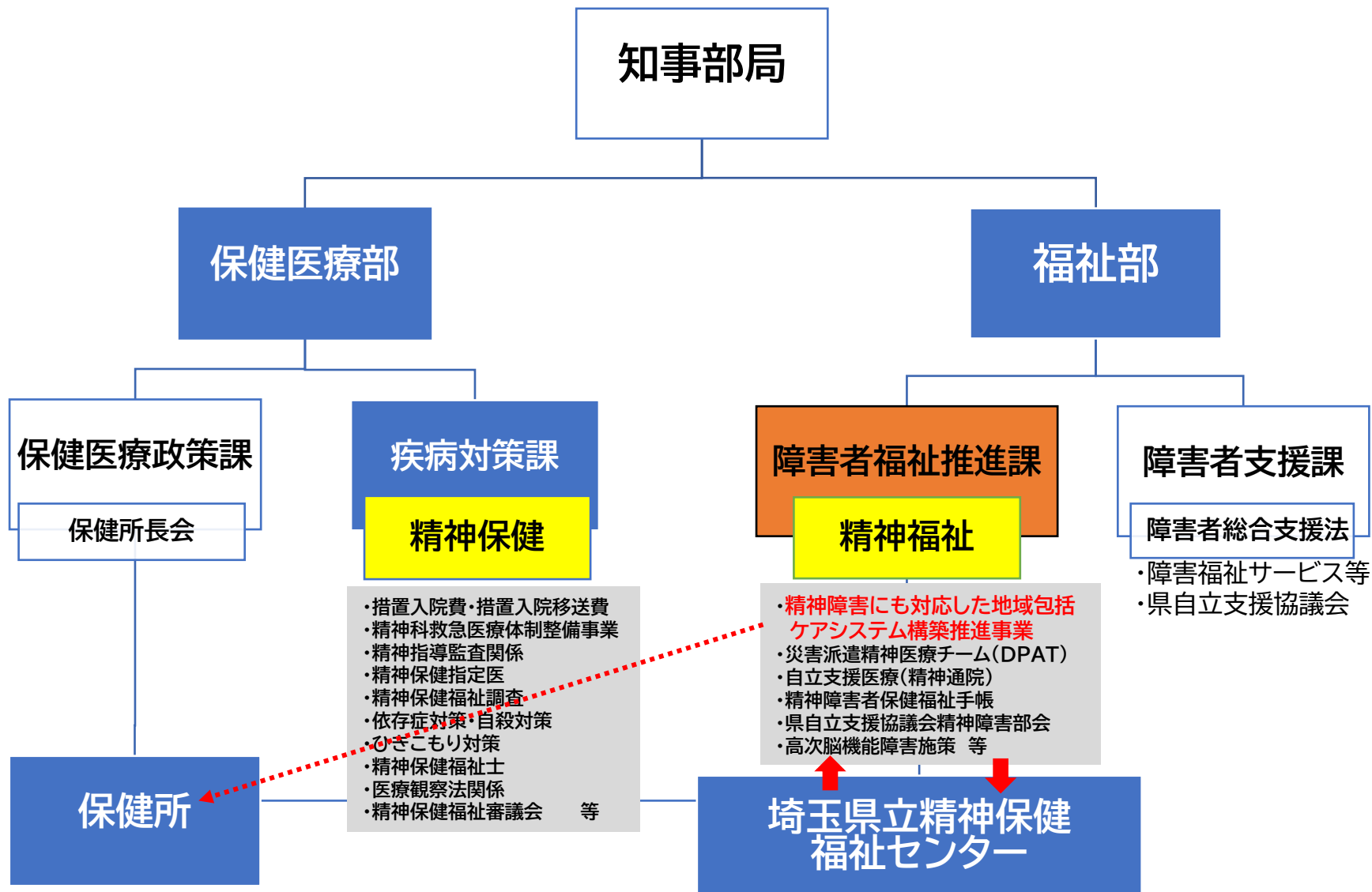
- ・早期退院支援推進事業 ※補助事業
・精神障害者ピアカウンセリング事業 ※委託事業

4 入院者訪問支援事業(R6年度～新規)

基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数(R6年4月時点)		10	か所
市町村数(R6年4月時点)		63	市町村
人口(R6年4月時点)		7,326,804	人
精神科病院の数(R6年9月時点) ※うち2病院は休診中		64	病院
精神科病床数(R6年9月時点)		13,116	床
入院精神障害者数 (R4年6月時点)	合計	10,023	人
	3か月未満(%:構成割合)	2,301	人
		23.0	%
	3か月以上1年未満 (%:構成割合)	1,748	人
		17.4	%
	1年以上(%:構成割合)	5,974	人
		59.6	%
	うち65歳未満	2,263	人
	うち65歳以上	3,711	人
退院率(R3年時点)	入院後3か月時点	61.1	%
	入院後6か月時点	79.4	%
	入院後1年時点	88.4	%
相談支援事業所数 (R5年4月時点)	基幹相談支援センター数	47	か所
	一般相談支援事業所数	109	か所
	特定相談支援事業所数	486	か所
保健所数(R6年4月時点)		17(県保健所は13)	か所
(自立支援)協議会の開催頻度(R5年度)		(自立支援)協議会の開催頻度	1 回/年
		精神領域に関する議論を行う部会の有無	有・無
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況(R6年4月時点)	都道府県	有・無	1か所
	障害保健福祉圏域 ※保健所圏域で設置	有・無	13 / 13 か所/障害圏域数 ※保健所圏域で設置
	市町村	有・無	62 / 63 か所/市町村数

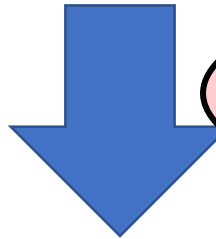
精神保健福祉医療を所管する 県の部局について



にも包括構築事業実施に向けた 県内部調整の経緯①

- ・福祉部所管事業を、部局をまたいで保健所で実施することについて、どのように合意を得るか

精神障害者
地域移行支援事業

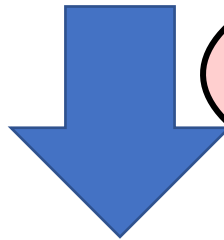


埼玉県では、これまで精神障害者の地域移行関連事業は保健所が中心に取り組んできた経緯がある。
また「にも包括」の性質上、精神科医療機関との協力、広域的調整が不可欠である。

- ・既存予算事業の組み換えとして対応
- ・保健所長会での合意形成

にも包括構築事業実施に向けた 県内部調整の経緯②

- ・保健所の現場職員から「にも包括」の事業を担うことについて、負担感の訴えが生じた



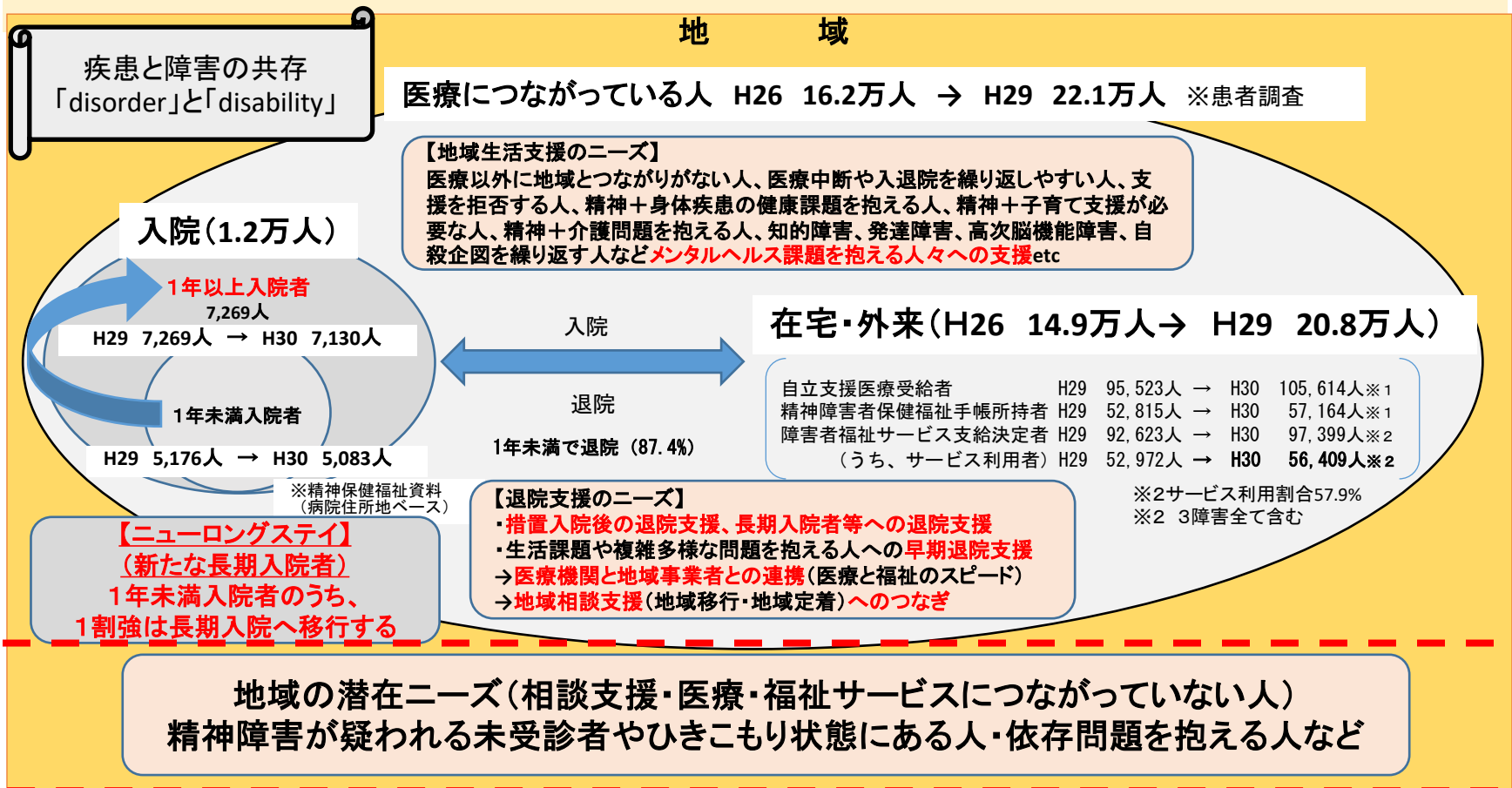
措置入院者の退院後支援事業を開始したタイミングと重なった。(保健医療部事業)
そのため「協議の場」を設置することによる負担増や、各保健所で人材育成研修を実施することについての不安等が表出された。

- ・本庁と精神保健福祉センターが協働して、各保健所を回り丁寧に説明を行った
- ・「にも包括」が地域移行のみならず地域保健の推進において意義を持つことの理解に力を入れた

埼玉県におけるメンタルヘルス課題及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステム ～地域の支援体制の課題を個別支援ニーズから考える～

入院・在宅を問わず全ての精神障害者を対象とした埼玉県における「メンタルヘルス課題及び精神障害福祉に対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて課題を整理する必要がある。

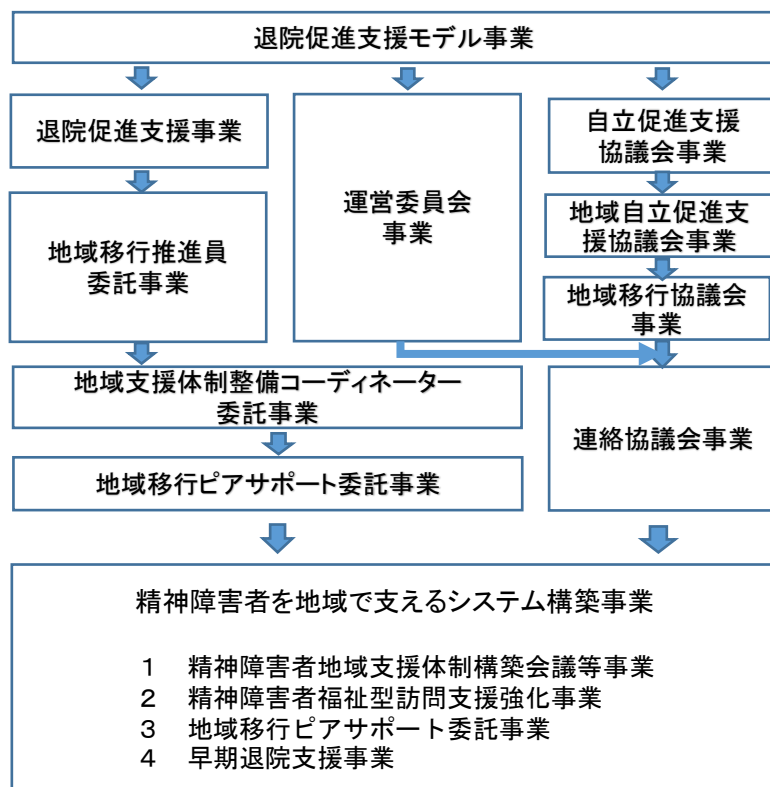
→地域の個別支援ニーズから、「見えないニーズ・見逃しているニーズ・見えにくいニーズ」を考える。障害福祉サービス等の基盤整備の量的な体制整備とともに、ニーズに対して適切な支援につなげるための質的な体制整備を構築する。



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて

精神障害者地域移行支援事業・関係者連絡会の変遷



平成24年度

精神障害者地域移行支援事業

平成30年度

精神障害者を地域で支えるシステム構築事業

令和2年度～

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業

- (1) 入院者訪問支援検証事業（新規）
- (2) 体制構築
 - ア 県自立支援協議会精神障害者地域支援体制整備部会
※県の協議の場合、ワーキンググループも開催、
 - イ 精神障害者地域支援体制構築会議
※保健所ごとの協議の場合
 - ウ 関係者連絡会
- (3) 人材育成
 - ア 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進研修
 - イ その他包括ケアに資する人材育成・普及啓発等事業
- (4) 広域支援
 - ア 精神障害にも対応したアウトリーチ事業
 - イ 地域移行・地域定着ピアサポート活動促進事業
 - ウ 早期退院支援推進事業

元々、保健所が担っていた事業

埼玉県における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた重層的な連携体制

市町村単位、保健所単位、県単位で保健、医療、福祉の関係者による協議の場を設置し、現状や課題を共有し、重層的な連携により地域の実情に応じた支援体制を構築する



H30～「自立支援協議会精神障害者地域移行支援部会」から名称変更

【県の協議の場】

- ・埼玉県自立支援協議会の部会
- ・ワーキンググループ
- ・保健所ごとの協議の場と連携を図るため、保健所職員研修や関係者連絡会

【協議内容】

- ・今後の県の取組の方向性
- ・個別支援ニーズの考え方の整理
- ・住まいの場の確保支援の現状、ピアサポートの活用、アウトリーチ
- ・地域包括ケアシステム構築に向けた人材育成研修など

【保健所ごとの協議の場】

管内の精神科病院長など、地域の機関の代表者を構成員とすることで組織のコンセンサスを得て、支援体制を進める

【協議内容例】

- ・実務者会議や事例検討会、ヒアリングで挙げられた地域の現状・課題、今後の取組を共有
- ・管内医療機関との退院支援等に係る医療と保健、福祉の連携の課題
- ・地域課題に応じた取組や必要な人材育成研修等について協議

【市町村ごとの協議の場】

62市町村において設置済み

(令和6年3月末現在)

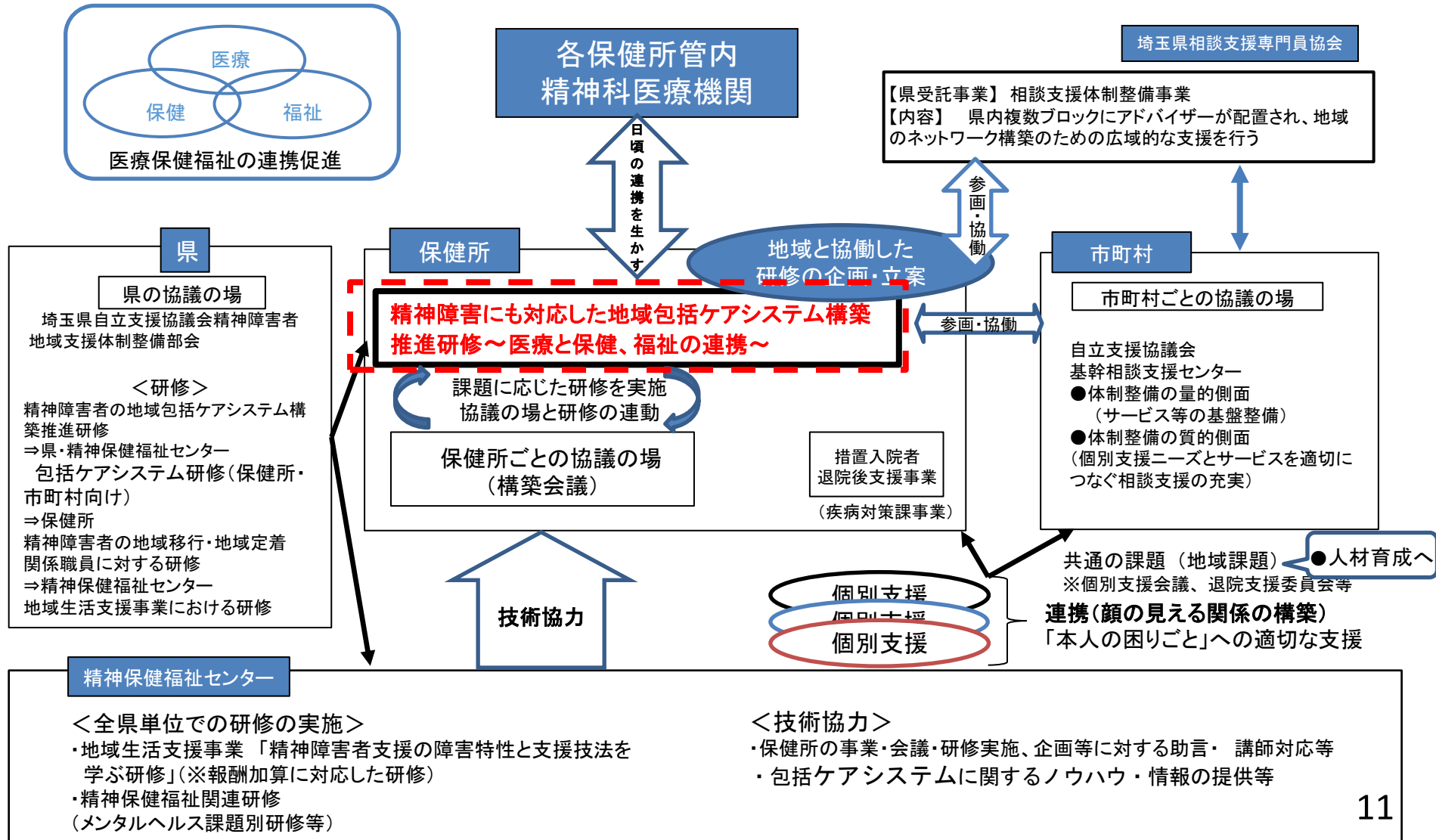
地域自立支援協議会や既存の協議会を活用している
広域での設置や障害福祉計画に基づき目標等を設定している。

市町村ごとの協議の場は、福祉を起点とした基盤整備の検討を行い、保健所ごとの協議の場は、保健・医療を基盤整備の検討を行う。それぞれの協議の場の連携が重要

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進研修

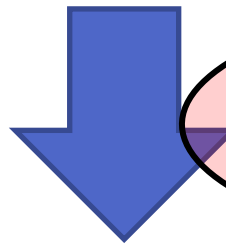
～医療と保健、福祉の連携の実施～

● 精神科医療機関、保健所、市町村、障害福祉サービス事業所等との相互理解を深め、精神障害者の地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進



にも包括構築事業実施に向けた 県内部調整の経緯③

- ・各保健所が手探りで事業を進める中で、それぞれの取組の共有や意見交換が必要となる
- ・保健の重要性が増す中で、保健師の働きについて機運を高めることが望まれた

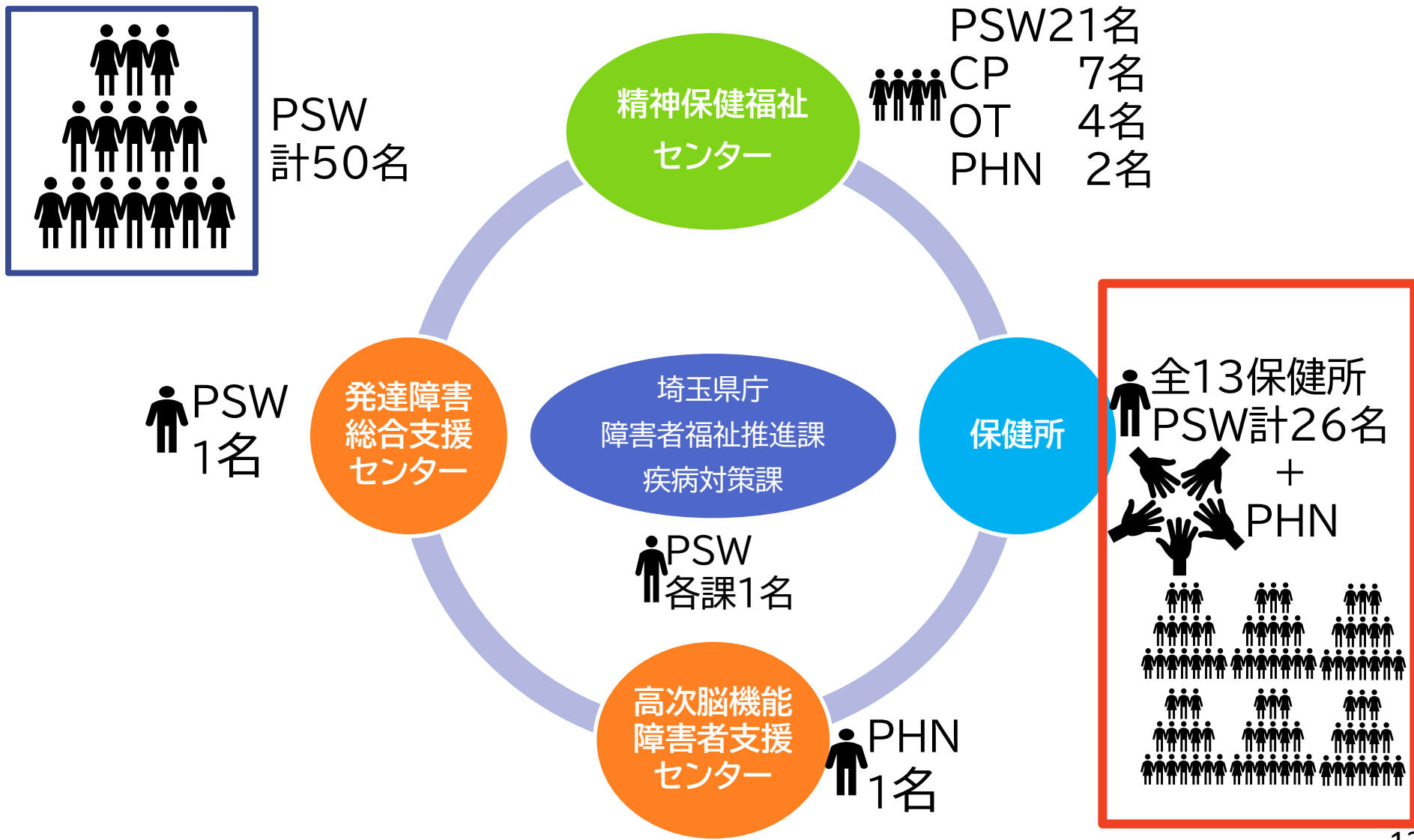


コロナ禍の影響もあり・・・

地域保健のベースとなる保健所等の保健師の参画を得て、精神保健福祉に関するスキルを持ってもらうことも埼玉県の問題であった。

- ・本庁と精神保健福祉センターで協働し、全保健所が参加する研修会・連絡会を開催
- ・各保健所の取組を共有し、全県一律では無く、地域の実情に合わせた取組が必要であることを確認

にも包括構築に係る 埼玉県職員の人的ネットワーク



今後の課題と現在の動き

- ・市町村への働きかけと協働
- ・県、精神保健福祉センター、保健所の役割と人材育成の在り方の見直し
- ・精神科医療機関とのさらなる連携体制構築の推進



R6年度は193名の参加が得られた

- ・R4～本庁と精神保健福祉センター共催で市町村・基幹相談支援センター向けの「にも包括」研修を新たに開始
- ・市町村支援、精神科医療機関との連携促進について、保健所、県疾病対策課との共通認識の構築が必要

ご清聴
ありがとうございました

